

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 10月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|  |  |
|--|--|
| 事業者の名称（意見対象）   | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                     |
| 事業計画地  | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆                     |
| 産業廃棄物の処理施設の種類  | 安定型産業廃棄物最終処分場                                |
| 意見の区分  | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他（事業者の当事者能力） |
| 意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）  |  |
| 事業計画の社会的意義について、計画さえない、できもしない意義を説明会資料に記載し、関係住民を欺こうとしている。  |  |
| 説明資料に防災防災拠点施設という架空の意義を記載していたことについて、説明会参加者に訂正し、謝罪すべきである。  |  |
| 理由（必須）   |  |
| 説明会資料では、項目間で記載内容が矛盾している。   |  |
| 説明書 P2 1-1 本事業の社会的意義 6行目   |  |
| 更に、近年頻発する大規模災害等に備えるための防災拠点施設として  |  |
| 説明書 P7 1-2 事業の概要 (11)最終処分場の維持管理方法⑭ 6行目   |  |
| 埋立終了後の跡地は、覆いの損壊を防止するため、張芝および植栽等の措置を講じます。   |  |
| 見解書 P5 A6  |  |
| また、本件事業用地が防災防災拠点施設として利用できるとすれば、と仮定の話であることが明らかにされているが、地方公共団体や地元に対しても説明もされていない机上の計画であるのに、社会的意義に記載しており、常識では考えられない内容である。 |  |

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・口・ハ・不明）

阿波 → 1401

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 事業者の名称 (意見対象) | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信             |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆             |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                        |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他( ) |

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

I の 見解書について

本件事業の埋立終了後の維持管理は、本気で  
きちりしようとお考えいただいているですか。  
見解書を読んでみると経費的な事はわかりま  
すが、2年位して行政庁へ責任転嫁できること  
ありきの説明のように思えます、基準は基準  
でしゃうが、丁寧にこねだけはやってほしいです。

理由 (必須)

50cm程の土をかぶせるだけではゴミの露出など  
が心配です。

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

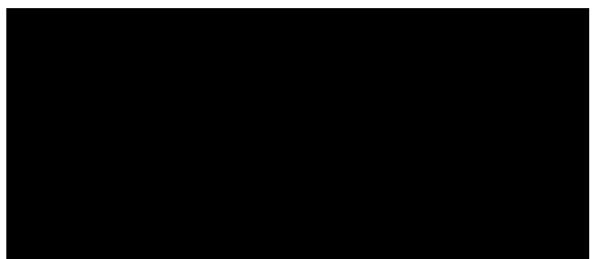
弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ · ロ · ハ · 不明 )

阿波 140?

# 事業計画見解書に対する再意見書

暗渠排水(再)  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信 |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆 |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場           |
| 意見の区分         | 水質・その他〔防災暗渠排水計画〕        |

## 意見

見解書F、G、I、Kは、抽象的に述べているだけであり、下記理由欄に示す具体的な質問への答になっていないので、再見解を求める。

## 理由

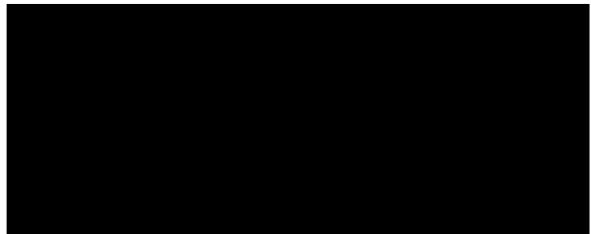
- ・事業計画等説明資料の(9)主要な施設④集排水施設に位置付けられている浸透水排水管と浸透水溜池及び水処理施設の関連性が不明瞭である。
- ・排水処理施設の維持管理に関して、閉鎖完了時(2033年8月?)以降の管理体制に言及されていない。
- ・閉鎖完了時や事業撤退時、会社の倒産・機能不全時等不慮の事態について、処理水の水質確認、機械設備の維持管理(稼働保証)が不明である。
- ・防災暗渠排水計画平面図(図面3、図面5)に、正面左側(東側)の有孔管の記載がない。  
(図面5(No.12)等では東側3本、西側1本の計4本のみ)
- ・事業計画等説明資料の図面2・図面5では、暗渠排水有孔管Φ300の設置位置が谷底に沿わせているように見えない、最終処分場内の地下浸透水を全て管に乗せ円滑に流せるとは思えない。
- ・浸透水排水本管Φ300に接続する補助管径は一般的にΦ200とされているが、Φ100とした根拠の説明がない。
- ・埋設布団籠(蛇籠)の構造[高さ・長さ・厚み]が不明である。
- ・同の堰堤機能や集水機能の説明が不明・不足である。
- ・間隙水圧を低減させるに効果的な浸透水集排水管(有孔管)の機能劣化(目詰まりや切斷・潰れ)時の復旧対応が不明である。

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分 (イ・□・ハ・不明)

# 事業計画見解書に対する再意見書

市道交通計画(再  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |  |
|---------------|--|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信  |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆  |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場  |
| 意見の区分         | その他〔市道5087号〕   |
| 意見            | <p>交通計画に関する配慮事項では、市道への対応が簡単すぎる。<br/>見解書H1は、重きを国道においており、市道の記述はH7のみである。<br/>よって、下記①～⑦について、理由を踏まえての再見解を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 国道と市道の交差点付近のそれぞれの右折用車線や右折溜を設置されたい。</li><li>② 市道区間の要所における相互通行用の待避所の設置を検討されたい。または、市道を含めアクセス道を全線2車線とされたい。</li><li>③ 市道と施設への進入道路の接続(交差点)付近の車両待合所(車溜・車廻・転回場)の設置を検討されたい。</li><li>④ セル・サンドイッチ工法に使う覆土の交通計画〔運搬計画〕を示めされたい。</li><li>⑤ 市道区間ににおける農業用資材等荷捌所の設置を検討されたい。</li><li>⑥ 市道の側溝と兼用の農業用水路及び市道地中に埋設されている農業用給排水管等の保護(保全)策を示されたい。</li><li>⑦ 道路法等の協議は関係機関と綿密な打ち合わせが当然のこととして必要であろうが、市道の改築等は起因者である貴社がすべきことと考える。道路法第24条に定める道路管理者以外の者の行う工事として、見解書H7には付け加えて前述①～⑥を明記されたい。</li></ul> |
| 理由            | <ul style="list-style-type: none"><li>・国道との交差点は緩く曲線を描いており、東西方向には安全確保のための視距が短い。</li><li>・農業用の低速車両の通行が隨時あり、搬入車両と競合(頭抑え等)する。</li><li>・搬入車両1日20台(繁忙時30台)が、9～15時間に通行する影響が過小評価されている。</li><li>・農繁期(田植や稻刈等)の資材等の受け渡しが市道上で行われ、対応待ちが生じる。</li><li>・路肩は、輪荷重を考慮しない土羽であり、不等沈下を引き起こし、路肩欠損の恐れがある。</li><li>・舗装は、農道規格であり、耐荷重が低く、轍掘れや亀甲割れ等の恐れがある。</li><li>・搬入車両の開場時待車、荷受待車等の停車により市道の混雑が想定される。</li></ul>   |

# 事業計画意見書

地域共生(再)  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信 |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆 |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場           |
| 意見の区分         | その他(地域共生)               |

## 意見

見解書Aでは、一方的な論法で社会的意義を述べている。実施は事業が認められた[事業が実現した]後との記載に終始している。私たちが事業を認めるにあたって、その判断となる具体的な計画が記載されていない。よって、下記①～⑤について、理由を踏まえての再見解を求める。

### ① 地域社会に寄り添う企業活動

- ・自治会活動や自治協活動、伊賀市大山田支所事業への参加や協力を図られたい。
- ・設置工事等には地域を熟知し地域からの信頼が厚い地域(地元)の工事業者等の意見を聞きまたは工事に参入させられたい。地域に工事等の進捗を随時に周知されたい。
- ・事業計画者の法人税等の納税住所[法人登記住所]は伊賀市と定められたい。

### ② 見解書A7記載の小・中学校生への教育活動、地域住民への啓発活動の具体的な計画

- ・持続可能な社会の実現のための産業廃棄物処理の在り方を啓発されたい。
- ・環境教育、環境学習の場としての取組みを明示されたい。

### ③ 試験研究

- ・再生エネルギーや資源エネルギーの具体的な研究活動を明示されたい。

### ④ 残地森林の森林整備

- ・森林の持つ公益的機能(水源涵養・土砂流出防備・等)を増進させるため、杉檜の間伐や広葉樹の受光伐、樹種転換等を行う施設計画を示されたい。

### ⑤ 見解書A6記載の大規模災害時に備える防災拠点施設としての位置付け

- ・処分場閉鎖完了後における防災拠点の維持管理体制を明示されたい。
- ・災害ごみの受入先としてこの施設を供するなら、着手前に関係機関とその旨の協定を結ばれたい。特に緊急時といえ廃棄物の分別が疎かにならない手法を明示されたい。

## 理由

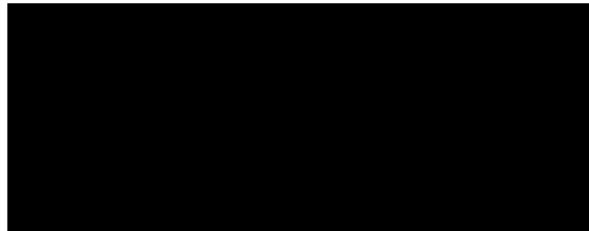
- ・主張が総論や理念のみで、生活環境の保全上の判断となる実施前の説明が提示されてなく、具体的な実施計画や設備計画等が不明なため。
- ・「私たちが事業を認めたのちに協議する」との書きぶりは、「認めたらそれまで、協議をしない、実行しない」との同意語に映る。

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ・不明)

# 事業計画見解書に対する再意見書

獣被害対策〔再  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

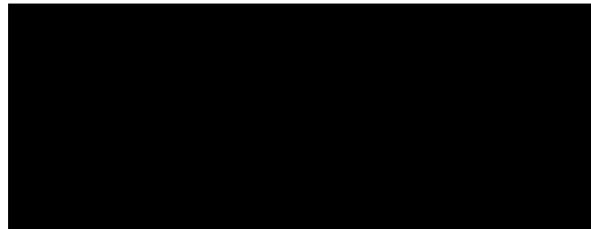
|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信   |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆   |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場   |
| 意見の区分         | 生物・その他〔獣害対策〕  |
| 意見            | <p><u>生活環境の保全に必要な鹿や猪等の獣害対策について、見解書には、本意見書に対する見解が記載されていないので再見解を求める。</u></p> <p>① 施設内への野生獣〔シカ・イノシシ等の大型獣、アライグマ・アナグマ等の小型獣〕の侵入対策を示されたい。<br/>② 特に、周囲柵のない進入道路(処分場専用道路)から農用地や処理場に入る野生獣対策を示されたい。<br/>③ 地域が困っている処理施設周辺でのシカ・イノシシ等捕獲に関して、地域との共同対応や協力姿勢を示されたい。</p>   |
| 理由            | <ul style="list-style-type: none"><li>重瀬地区はシカやイノシシの生息数が多く、侵入容易な林縁では農作物の被害が多い。</li><li>既設の金網柵が耕地を囲うように連続して設置されているが、開放箇所を作りたくない。</li><li>人柵では、鹿柵に適した高さ、猪柵に適した下部強化等の構造が、不明瞭である。</li><li>覆土(表面)の緑化資材には、シカが好む外来植生が植えられることが多い。</li><li>同には、イノシシが好む腐食土壌(ミミズの繁殖)の導入工法が多い。</li><li>イノシシやアナグマ等は覆土50cm程度なら簡単に掘り返し、産業廃棄物が拡散(逸散・飛散・流失)する。</li><li>獣被害軽減対策は、周辺地域を巻き込んだ長期的な対応が肝要である。</li></ul> |

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・□・ハ・不明）

## 事業計画見解書に対する再意見書

給排水計画(再)  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信 |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆 |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場           |
| 意見の区分         | 481 水質・その他(給排水計画)       |

### 意見

給排水計画の意見に正面から答えていないので、再見解を求めます。

- ・見解書G5の説明が簡単すぎる。運搬車両の車体全般(特に荷台内部)の洗浄は、処分場内の水処理施設を経由した対応とされたい。
- ・見解書G6の説明が簡単すぎる。万一、水源とする簡易水道の給水制限(渴水規制)が掛かれば、水道管理者と協議を行い操業を控えられたい。地域住民の意見を反映させるだけではダメであり、事前にこれを担保する協定を結ばれたい。
- ・見解書Gの全般に子細の記載がない。地下水(深井戸)の汲み上げは行わない、用水(簡易水道)の大量消費は行わない。
- ・見解書Gに雨水の水処理の記載がない。処理施設を集水域とする雨水(表面水)は、地下浸透水と同様に水処理施設を経て排水されたい。
- ・見解書Gに降雨時対策の記載がない。風雨時は操業を停止して未処理の汚染水を場外に搬出しないこと。異常気象時には廃棄物を雨水に暴露させないよう操業手引を作成されたい。

### 理由

- ・事業等説明会資料や見解書には、給水計画や排水計画の記載が不明瞭である。
- ・タイヤ洗い場の給水施設や汚水処理に係る対応が不明である。
- ・露天での車上検査・展開検査時、及び夕刻の覆土敷設前は、降雨に晒される。
- ・外周集水側溝には、隣地表面水と処理場内の雨水が合わさり、直接に既設水路に流される蓋然性が高い。
- ・暴風雨時には、廃棄物を経た汚水の周辺林地への飛散・拡散が懸念される。
- ・廃棄物処理のために用水(簡易水道)を大量消費する懸念がある。また、接続承認の交渉を行った形跡が無い

# 事業計画見解書に対する再意見書

残置森林〔再  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信 |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆 |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場           |
| 意見の区分         | 生物・その他〔残置森林等〕           |

## 意見

見解書には埋め立て終了後の基礎要件を述べただけである。見解書Mは法令手続きを述べただけである。いずれも、意見に正面から向き合った見解となっていない。

残置森林等(周辺のデイリー社グループ所有の森林を含む)の対応(管理体制)が明確ではないことに対する見解を聞きたい。

## 理由

- ・総論として、人工林にあっては、これまでから適正管理がなされておらず、今後もその傾向と思慮され、森林の持つ効用(公益的機能)が損なわれているなかで、健全な残置森林の形成と云い難いため
- ・希少野生動植物種の保護対策一覧に記載の植物種の移植は、「残置森林または周辺のデイリー社Gが所有する森林内適地に移植」とあるが、適地はどこか不明であり、具体性に欠けた表現であるため
- ・同の⑭「張芝及び植栽等の措置」とは、いかなる植生変移を措定しているのか、深根性の植物、粘りの強い植物の導入を検討されたか不明であるため
- ・閉鎖後に誰が長期の維持管理を行うのか記載がない(不明である)ため
- ・産業廃棄物最終処分場閉鎖完了後になる所有権移転等の制限に言及していないため
- ・万が一として転売(権利継承)する場合に、廃掃法等を熟知した者を選定するなどの記載がないなど管理を引き継ぐ方策や手順・規程が不明なため

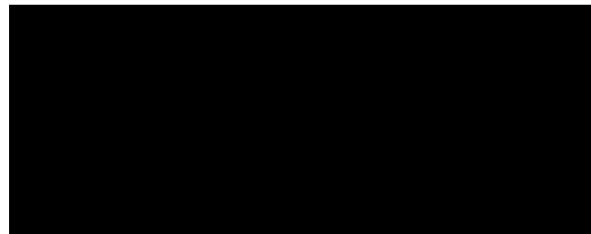
会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ハ・口・不明）

阿波 1408

# 事業計画見解書に対する再意見書

大盛土安定(再  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信   |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆   |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場   |
| 意見の区分         | 土壤・地盤・その他(大盛土対策)  |
| 意見            | <ul style="list-style-type: none"><li>見解書Gについて、人工盛土(大土工)の知見は限られている。地域住民の安全安心の保障として、予期せぬ事象への対応策が必要である。</li><li>見解書Mについて、結果における対応まで担保していない。各地で生じている事業差止等裁判はこの証左とも考えられ、事後では手遅れである。</li><li>見解書に記載の無い項目について、万が一の事象が発生したときの対応策として、地域住民との取り交わす約束(環境保全協定等)を、公正証書等に約定されたい。</li></ul>                          |
| 理由            | <ul style="list-style-type: none"><li>人工盛土は100年規模単位での適宜監視が必要である。長期にわたる経過観察のための管理責任を担保するための方策が示されていない。</li><li>埋設が終了したら数年後に施設が閉鎖され、処理業者から管理が離れた後の調査監視を継続する会社の見通しがない。</li><li>万が一の崩落時や予期せぬ事象発生時のため、被害(損害)の補償及び復旧を担保(費用負担)する約束がない。</li><li>人工盛土の予期せぬ崩落等、万が一のため、復旧及び補償の経費を担保する基金を積み立てる意思が見られない。</li></ul> |

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1409

# 事業計画見解書に対する再意見書

進入道路(再)  
2024年10月5日

伊賀環境サービス株式会社 御中



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して、生活環境の保全上の見地から再意見書を提出します。

|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称(意見対象)  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田昌信   |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆   |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場   |
| 意見の区分         | その他〔搬入路防災〕  |
| 意見            | <ul style="list-style-type: none"><li>・見解書Gでは、猿野(紙漉)地区側に設置する進入道路(処分場専用道路)について、防災検討等が明らかになっていない。</li><li>・見解書Kでは、進入道路に関して読める項目はない。</li><li>・見解書Mでは、進入道路に関しての許認可手続きが不明である。</li><li>・よって、下記理由についての再見解を求める。</li></ul>   |
| 理由            | <ul style="list-style-type: none"><li>① 進入道路の標準構造が示されていない。特に重要な切土法面、盛土法面の法勾配の設定基準や法面緑化の種別や工法等、集排水施設の種別や構造の記載や配慮がないため、下流域に対する防災上の安全検討ができない。</li><li>② 進入路が開設される猿野側は集水域0.2ha以上と見積もられる。雨水が大字猿野側の市道既設側溝(農業用の用排水施設を兼用)に流入することとなるのに、その負荷と対応策が検討されていない。</li><li>③ 進入道路は、2車線道路で縦断勾配10%程度と見積もられるが、路面(表土)流亡や降雪時の検討がなされていない。</li><li>④ 進入道路の側溝勾配を机上計算すると、限界流速を超える恐れがあるが、流速軽減対応策の検討がなされていない。</li><li>⑤ 進入道路の開設工事中の裸地及び緑化等による法面安定期までの土砂等流出に対する対応が検討されていない。</li><li>⑥ 進入道路終点付近の尾根の大断面開削に係る地質調査等がなされていない。切土法面の安定勾配の想定値が定められていない。</li><li>⑦ 進入道路の切盛土量の流用計画が不明である。土積曲線等の提示がない。</li></ul> |

会社記入欄：条例第2条第2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1410

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 5 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

(下に灯して)

水質検査は、その透明性を証とみるばかり、外部の人向  
の立ち会いのもと、取水し、県や市と同じ検査機関で検査  
すべきと考えられ、御社のそれについての、明確な解答が  
示されていません、再度お詫びします。

理由（必須）

上記に同じ

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1411

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 事業者の名称 (意見対象)   | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地   | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類   | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分   | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |
| 意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)<br><br>(Lに付して) (先の意見に対する明確な解答がないので<br>再度お尋ねす。)<br><br>住民説明会が3回行われたのに、「伊賀環境サービス(株)」<br>の責任のある解答の出来ない人が一度も来られてなく、その人自身が<br>顔を出さない事ばかりだ。それでこそ 説明会とは言えない。<br>そういう無責任な会社は、信用には価値がないと考えます。 |                                       |
| 理由 (必須)   | 上記に同じ                                 |

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ ·  · ハ · 不明 )

阿波 1412

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆               |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

(下に記して) 汚染水貯蔵溝内であっても汚染は汚染です。  
汚染水は土壤汚染と表し、土壤に染み込んで  
揮発性有機化合物は、大気汚染と引き起こす、と  
専門家は説明する。基準値内から流れ放題にする  
それは汚染と言わばいいのでしょうか？！

理由（必須）

上記に(可)い

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・口・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆               |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

(下に付記) 全国で安定型産業廃棄物最終処分場が増えており、環境汚染。  
それに付し住民の反対運動が激化。  
これらを見て、日本全国に意見書を出し抗議しつづけている問題と  
多くの裁判例で住民の訴えが認められた判決には共通した  
「①有害物質の混入が不可避である」②、汚染水が最終処分場外に拡散していくこと  
などを記載し、私は農家は、将来 有害物質が田の土に濃縮され、米に  
濃縮されるとして食する計畫、消費者の体に重大な被害を及ぼすものと恐れる。  
私が個人的に水俣病と同じリスク、近日の大坂湾、沖縄のPFAS事件と同じリスクである。

理由（必須）

同じ事が起こることを恐れています。

上に(6) (1)

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1414

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地   | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆               |
| 産業廃棄物の処理施設の種類   | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分   | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |
| 意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）   |                                       |
| Bの8有害物質を排水しかし事を説明できるのか 貴社が事業している<br>大津夢の里やとの事をが貴社は20年前から行っている事業との事で<br>1セの所は証明出来ないのか？ |                                       |
| 理由（必須）<br>大津以外の産業廃棄物処理事業の証明書を付けて下さい。<br>20年前からのを！それまで不実をのぞけない                         |                                       |

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・口・ハ・不明）

阿波 1415

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|  |   |
|--|---|
| 事業者の名称 (意見対象)                            | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                    |
| 事業計画地                                    | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆                    |
| 産業廃棄物の処理施設の種類                            | 安定型産業廃棄物最終処分場                               |
| 意見の区分                                    | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 (見解書の内違ひ) |
| 意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)         |   |
| A97で循環型社会の考え方がちがう!<br>廃棄物を出さない事が循環型社会である |   |
| 理由 (必須)<br>発生抑制、再使用、再利用でも(廃棄げふくむ事ではある)。  |   |

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ・ロ・ハ・不明)

阿波 1416

# 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|   |  |
|---|--|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信               |
| 事業計画地   | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆                |
| 産業廃棄物の処理施設の種類   | 安定型産業廃棄物最終処分場                          |
| 意見の区分   | (大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他( )) |
| 意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）   |  |
| <p>環境保全は自然資源の持続可能な利用や再生で大気や水の浄化などを将来の世代へ受け継ぐ事で A の 2 の 環境保全施設④ であるが書か無い方がよいと思う。</p> |  |
| 理由（必須）  |  |
| <p>意見と同じ！</p>   |  |

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者にて必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・口・ハ・不明）

阿波 1417

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                    |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆                     |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                               |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 (見解書の内違ひ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

B-11 本件事業は危険事業をひとくち論理に危険である？

全國での事業の危険性が数々の訴訟あるいは裁判においてあり

確実でなく現実である。

理由（必須）

見解書に対する見解書に大丈夫と思われる所が多い。

担保されていない

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1418

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信             |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                        |
| 意見の区分         | (大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）  
放射能に汚染された、金属くず、コンクリートくずの回収は排出事業社の  
問題とされますが、従業員にも被害がある事で詳しく述べてほしい。  
ISO45001は取られています。他のISOは？

理由（必須）

意見の中併せて記入です。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1419

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月2日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|   |  |
|---|--|
| 事業者の名称（意見対象）                                      | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                 |
| 事業計画地   | 三重県伊賀市下阿波字高額2087番2ほか12筆                  |
| 産業廃棄物の処理施設の種類                                     | 安定型産業廃棄物最終処分場                            |
| 意見の区分   | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 (環境破壊) |
| 意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）                   |  |
| A-2 本作事業がばずして環境破壊や自然破壊につながるとは<br>思えません? とは オンセムア。 |  |
| 理由（必須）  |  |
| 山を削り、廃棄物を埋めた事が自然破壊と違ふと言ふ見方か<br>向違がつてゐる、A-2を消す事を   |  |

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者にてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1420

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 6 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称 (意見対象) | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

安定型産業廃棄物最終処分場は本質 土壌、大気から汚染され  
可能がある  
なぜなら汚水の流出を防ぐシートや遮水工などの  
設備もなく素掘りのまま廃棄物が直接埋められます。  
これまでの有害物質を含むハリキ物が埋立処分  
された場合地域に被害を及ぼす可能性大(ハリキ)

理由 (必須)

上記の通り全く考へても能く  
反対です

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 ( イ ·  · ハ · 不明 )

阿波 1421

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年10月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |  |
|---------------|--|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                 |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆                  |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                            |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他（設置の意義） |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

A 社会的意義について

2 最終処分場は循環型社会における「出口」・・・

なぜそんなに大事な施設を交通利便の悪い「田舎」に設置しようとするのか

理由（必須）

害が出ないならもっと便利な場所に設置すればもっと効率が上がるのではないか

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）  
阿波—1422

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年10月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |  |
|---------------|--|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                     |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆                     |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                                |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他（「マニュフェスト」） |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

### E 埋め立てに関する確認方法

廃棄物の確認のため「マニュフェスト」の確認また持ち込み業者に対しても  
「マニュフェスト」で確認とあるが「マニュフェスト」だけに任せてよいのか

### 理由（必須）

悪質な業者が「マニュフェスト」を守らず後日発覚したら大変なこととなる

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）  
阿波-1423

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年10月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気 水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

F 水質汚染（カ～コ）

PFAS 等は埋め立てる想定がないとしているがその根拠は何か  
水処理施設だけで取り除ける根拠がどこにあるのか

理由（必須）

絶対に埋め立てられなし保証がない

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波-1424

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称 (意見対象) | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信                  |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆                  |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                             |
| 意見の区分         | 大気・(水質)・騒音・振動・悪臭・(土壤)・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

- ・水質：飲料水が汚染される恐れ。  
・安定型と言っても化学反応する可能性としてではない。  
理立処分よて硫化水素の発生有り
- ・土壤災害：理立により水分がたまり土壌崩壊へおそれ有り  
・水田の水切れが悪くなり、木田が死んでる

理由 (必須)

処分場のや止、建設反対

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 ( イ ·  · ハ · 不明 )

阿波 1425

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信             |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆             |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                        |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

事業に反対します。

理由（必須）

水質汚染にあります。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1426

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信              |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高額 2087番2ほか12筆              |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場                         |
| 意見の区分         | 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・地盤・生物<br>景観・その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

反対

理由（必須）

- ・ ~~农作物の品質被害~~
- ・ ~~交通面での安心・安全~~
- ・ ~~安心・安全のための水の確保~~

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

阿波 1427

## 事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 10月 9日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

|               |   |
|---------------|---|
| 事業者の名称（意見対象）  | 伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信  |
| 事業計画地         | 三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆  |
| 産業廃棄物の処理施設の種類 | 安定型産業廃棄物最終処分場   |
| 意見の区分         | 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音・振動 <input type="checkbox"/> 悪臭 <input type="checkbox"/> 土壌 <input type="checkbox"/> 地盤 <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 景観 <input type="checkbox"/> その他 ( ) |

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

安定化性がであれば、含有成分が溶出する恐れはないといふことが  
全く思えないといふことで工前提として反対意見を述べる。  
有機炭素化合物は化学的に安定していふとされていふからだが、理由  
欄で述べた種類についての容易に水に溶けて体内に入りこむ、  
排出工場にくまく飛散する性質があつたといふこと、そして挿入  
時に飛入するリスクがあることにより、水浴池にて瓦洞被覆化区に当該  
区域を設置することに絶対反対である。ちなみに規制値は50mg/L  
であり、25mg/L-10.2mg/Lの間にあらずか？ 0.052(耳をもんぐ耳)、アリカジン  
さんちかじい過剰便が設定されていふことを考慮すると、日本のやうな規制値が  
理由（必須）健康への不安全を強く否認される。

〈理由は余数の専門家による紙面を添付する〉

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・ロ・ハ・不明）

## 【別紙 1】

## (理由)

有機フッ素化合物（以後有機フッ素化合物 PFAS と表記する。）というものがある。世界各国において発がん性のある PFAS は規制がなされているということだが、極めて有害であることから規制値はごく微量で設定されているが、不明な部分もあってか暫定的とされている。産業廃棄物として取り扱う数々の廃棄物の中にこうした PFAS は入り込まないとは言えない。しかも、極めて水に溶けやすい物質だと聞いている。今回計画されている処分場においてこうしたものが混入・埋設され、十数年後に地下水に PFAS が溶出し始めたとした場合、服部川のみならず木津川の流域における上水道施設、灌漑施設においての対応は極めて困難なのではないか。特に当該処分場における処分方法は地下水に容易に溶け込むという危険性を全く考慮していない方法で進められようとしている。このような処分場の設置は、ひとたび問題発生すれば阿波地区だけでは済まない木津川流域全体の社会問題ということになる。また、産廃処理物の取り扱いを証明するマニュフェスト・廃棄証明書の書類保存期間はたったの 5 年、長くとも 7 年である。問題発生が確認された時点で当該処分場にどのようなものが廃棄処分されたかが確認できるのはそこまでであり、保存期間が過ぎれば書類は情報漏洩を防ぐためとして速やかに処分されてしまうだろう。問題発生があった時点で廃棄処分していた企業に廃棄証明書がなければ、その原因も責任も追及できないという極めて廃棄処分業者有利の状況となる。服部川、それに続く木津川の流域にすむ住民の健康がじわじわと侵されていくことを防ぐことがそれで本当にできるのかを問いたい。また、廃棄物処理を専門とする業者がこうした長期的な観点で廃棄処理を行っているのかを問いたい。将来起こりうる健康被害に対する具体的な対応、被害に対する賠償責任とその財源の確保はどうなしかを住民につまびらかに示すべきである。法律に沿つてすべての業務は進められるといったとしても、関係規制値は暫定的であり、意見欄に書いた通り極めて少量であったとしても発がんの危険性は生じるということである。

日本におけるこの物質に関する規制はいまだ暫定的であり、PFAS は何千種類存在し、発がん性が確認されているのはその中のごくごく一部だけである。その他の化合物についてはいまだ安全性は不明な部分も多い。こうしたことから、規制が緩い今のうちに駆け込みでこうした問題のあるものを廃棄しようとしてはいないかということに強い危惧を抱いてもいる。PFAS とりわけ PFOS・PFOA の製造・輸入が止められていたとしてもすでに国内に製品として存在し、今後廃棄処分されていく。現実に全国の各所において PFAS 基準値をはるかに超えている汚染が発見されているということが報道されている。私たちが知らない間に健康が侵される状態に置かれてしまうのは許しがたい話である。